



福岡医発第 3124 号（地）

令和 6 年 3 月 14 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「使用上の注意」の改訂について

標記の件につきまして、厚生労働省医薬局医薬安全対策課より日本医師会を通じて、別添のとおり連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、下記URLの厚生労働省ホームページに『「使用上の注意」の改訂について（令和 5 年度）』として掲載されておりますことを申し添えます。

記

・「使用上の注意」の改訂について（令和 5 年度）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124_00008.html

以上

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

日医発第 2059 号（法安）
令和 6 年 2 月 20 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 細川 秀一
（公 印 省 略）

「使用上の注意」の改訂について

今般、厚生労働省医薬局医薬安全対策課より「使用上の注意」の改訂について、日本製薬団体連合会安全性委員会委員長宛て通知を発出した旨、本会宛連絡がありました。

つきましては、貴会管下会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。
なお、下記 URL の厚生労働省ホームページに「「使用上の注意」の改訂について（令和 5 年度）」として掲載されておりますことを申し添えます。

記

・「使用上の注意」の改訂について（令和 5 年度）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124_00008.html

以上

事 務 連 絡
令和 6 年 2 月 15 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医薬局医薬安全対策課

「使用上の注意」の改訂について

医薬品の安全対策については、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、別添のとおり、日本製薬団体連合会安全性委員会委員長宛て通知しましたのでお知らせします。



医薬安発 0215 第 1 号
令和 6 年 2 月 15 日

日本製薬団体連合会
安全性委員会委員長 殿

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

「使用上の注意」の改訂について

医薬品の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集、調査、検討等を踏まえ、医薬品の「使用上の注意」の改訂が必要と考えますので、下記のとおり必要な措置を講ずるよう貴会会員に周知徹底方お願い申し上げます。

記

別紙 1 から別紙 4 のとおり、速やかに使用上の注意を改訂し、医薬関係者等への情報提供等の必要な措置を講ずること。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 68 条の 2 の 3 第 1 項に規定する届出が必要な医薬品の注意事項等情報を改訂する場合については、法第 68 条の 2 の 4 第 2 項に基づき独立行政法人医薬品医療機器総合機構宛て届出を行うこと。

別紙 1

【薬効分類】 1 1 3 抗てんかん剤

【医薬品名】 トピラマート

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品の電子化された添付文書の記載要領について」（令和3年6月11日付け薬生発0611第1号局長通知）に基づく改訂（新記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
9. 特定の背景を有する患者に関する注意 (新設)	9. 特定の背景を有する患者に関する注意 9.4 生殖能を有する者 <u>妊娠する可能性のある女性に使用する場合には、本剤投与により出生した児に生じるリスクについて患者に十分説明すること。</u>
9.5 妊婦 妊婦又は妊娠している可能性のある女性には、治療上の有益性（母体のてんかん発作頻発を防ぎ、胎児を低酸素状態から守る）が危険性を上回ると判断される場合にのみ投与すること。	9.5 妊婦 妊婦又は妊娠している可能性のある女性には、治療上の有益性（母体のてんかん発作頻発を防ぎ、胎児を低酸素状態から守る）が危険性を上回ると判断される場合にのみ投与すること。 <u>妊娠中に本剤を使用する場合、又は本剤を使用中に妊娠した場合は、本剤投与により出生した児に生じるリスクについて患者に十分説明すること。以下のことが報告されている。</u>

(新設)

妊娠中に本剤を投与された患者より出生した児は、神経発達症（自閉スペクトラム症、知的発達症、注意欠如・多動症）の発症に関連する可能性があることが、海外で実施された観察研究において報告されている。

【参考】 Bjørk, M. H., et al. :JAMA Neurol. 2022;79:672-681
Dreier, J. W., et al, :JAMA Neurol. 2023;80:568-577

別紙2

【薬効分類】 3 9 9 他に分類されない代謝性医薬品

4 2 9 その他の腫瘍用薬

【医薬品名】 ニンテダニブエタンスルホン酸塩

アキシチニブ

アフリベルセプト ベータ（遺伝子組換え）

カボザンチニブリンゴ酸塩

スニチニブリンゴ酸塩

ソラフェニブトシル酸塩

パゾパニブ塩酸塩

バンデタニブ

ポナチニブ塩酸塩

ラムシルマブ（遺伝子組換え）

レゴラフェニブ水和物

レンバチニブメシル酸塩

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品の電子化された添付文書の記載要領について」（令和3年6月11日付け薬生発0611第1号局長通知）に基づく改訂（新記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
11. 副作用	11. 副作用

11.1 重大な副作用 (新設)	11.1 重大な副作用 <u>動脈解離</u> <u>大動脈解離を含む動脈解離があらわれることがある。</u>
---------------------	---

【参考】NDB を用いた調査結果の概要（VEGF/VEGFR 阻害作用を有する薬剤の動脈解離に関するリスク評価）：

<https://www.pmda.go.jp/files/000266521.pdf>

別紙3

【薬効分類】 6 2 4 合成抗菌剤

【医薬品名】 リネゾリド

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品添付文書の記載要領について」（平成9年4月25日付け薬発第606号局長通知）に基づく改訂（旧記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
副作用 重大な副作用 (新設)	副作用 重大な副作用 <u>横紋筋融解症：</u> <u>横紋筋融解症があらわれることがあるので、観察を十分に行い、</u> <u>筋肉痛、脱力感、CK (CPK) 上昇、血中及び尿中ミオグロビン上昇</u> <u>等があらわれた場合には、投与を中止し、適切な処置を行うこ</u> <u>と。また、横紋筋融解症による急性腎障害の発症に注意するこ</u> <u>と。</u>

【「医療用医薬品の電子化された添付文書の記載要領について」（令和3年6月11日付け薬生発0611第1号局長通知）に基づく改訂（新記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
----	-----

11. 副作用 11.1 重大な副作用 (新設)	11. 副作用 11.1 重大な副作用 <u>横紋筋融解症</u> <u>筋肉痛、脱力感、CK上昇、血中及び尿中ミオグロビン上昇等があらわれた場合には、投与を中止し、適切な処置を行うこと。また、横紋筋融解症による急性腎障害の発症に注意すること。</u>
--------------------------------	---

別紙 4

【薬効分類】 6 2 9 その他の化学療法剤

【医薬品名】 イトラコナゾール

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品添付文書の記載要領について」（平成9年4月25日付け薬発第606号局長通知）に基づく改訂（旧記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
副作用 重大な副作用 (新設)	副作用 重大な副作用 <u>偽アルドステロン症：</u> <u>低カリウム血症、血圧上昇、ナトリウム・体液の貯留、浮腫、体</u> <u>重増加等があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常</u> <u>が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。</u>

【「医療用医薬品の電子化された添付文書の記載要領について」（令和3年6月11日付け薬生発0611第1号局長通知）に基づく改訂（新記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
11. 副作用 11.1 重大な副作用	11. 副作用 11.1 重大な副作用

(新設)

偽アルドステロン症

低カリウム血症、血圧上昇、ナトリウム・体液の貯留、浮腫、体重増加等があらわれることがある。